

総務政策常任委員会資料

令和6年3月7日

監査事務局

1. 予算議案

- 議案第1号 令和6年度一般会計予算……………3

2. 特別議案

- 議案第46号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例……………6
- 議案第47号 包括外部監査契約の締結について……………7

令和6年度当初歳出予算説明資料（部別総括表） 監査事務局

（単位：千円）

区分	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳			令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
監査事務局	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%
一般会計	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%
監査事務局	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%

令和6年度当初歳出予算説明資料（目別総括表） 監査事務局

（単位：千円）

区分	令和6年度 当初予算額 A	財源内訳			令和5年度 当初予算額 B	対前年度比較	
		国庫支出金	その他特定	一般財源		増減額(A-B)	率(A/B)
監査事務局 計	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%
一般会計	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%
（款）総務費	205,703	0	0	205,703	190,087	15,616	108.2%
（項）総務管理費	13,797	0	0	13,797	13,797	0	100.0%
（目）一般管理費	13,797	0	0	13,797	13,797	0	100.0%
（項）監査委員費	191,906	0	0	191,906	176,290	15,616	108.9%
（目）委員費	20,214	0	0	20,214	20,256	-42	99.8%
（目）事務局費	171,692	0	0	171,692	156,034	15,658	110.0%

目	事項			
	予算額	事項名	予算額	説明及び事業名
一般管理費	13,797	外部監査費	13,797	外部監査に要する経費 1 外部監査費 13,797
委員費	20,214	委員報酬	18,786	監査委員報酬等 1 委員報酬 18,786 監査委員 4名
		運営費	1,428	監査に要する経費 1 運営費 1,428
事務局費	171,692	職員費	159,339	職員の人件費 1 職員費 159,339 職員数 18名
		運営費	12,353	事務局の運営に要する経費 1 運営費 12,353

2 特別議案

【議案第46号】

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方自治法（以下「法」という。）の改正に伴い、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

職員の賠償責任について規定する法第243条の2の2が第243条の2の8に改正されるため、条例第6条で引用する条項を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の2第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。	(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、法第98条第2項及び法第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求があった日から15日以内に始めるものとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

2 特別議案

【議案第47号】

包括外部監査契約の締結について

- 1 提案の理由 包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付すもの
- 2 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 3 契約の金額 13,793,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 宮崎市 公認会計士 なかはら よしひろ 中原 義博
- 5 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 6 包括外部監査制度について

監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するもの。本県では、平成11年度から導入しており、導入当初から公認会計士と委託契約を締結している。

7 直近の監査テーマ

年度	監査テーマ	契約の相手方
3	指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について	公認会計士 坂元 隆一郎
4	公社等に関する財務事務の執行等について	公認会計士 坂元 隆一郎
5	防災事業に関する財務事務の執行について	公認会計士 中原 義博

2 特別議案

<参考>

○地方自治法（抜粋）

第252条の36 次に掲げる普通公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一のものと締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- 一 都道府県
- 二 政令で定める市

2 （略）

3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通公共団体・・・（中略）・・・は、連続して四回、同一のものと包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 包括外部監査契約の始期
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
- 三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6～8 （略）

2 特別議案

